

子ども・子育て支援金制度の開始について

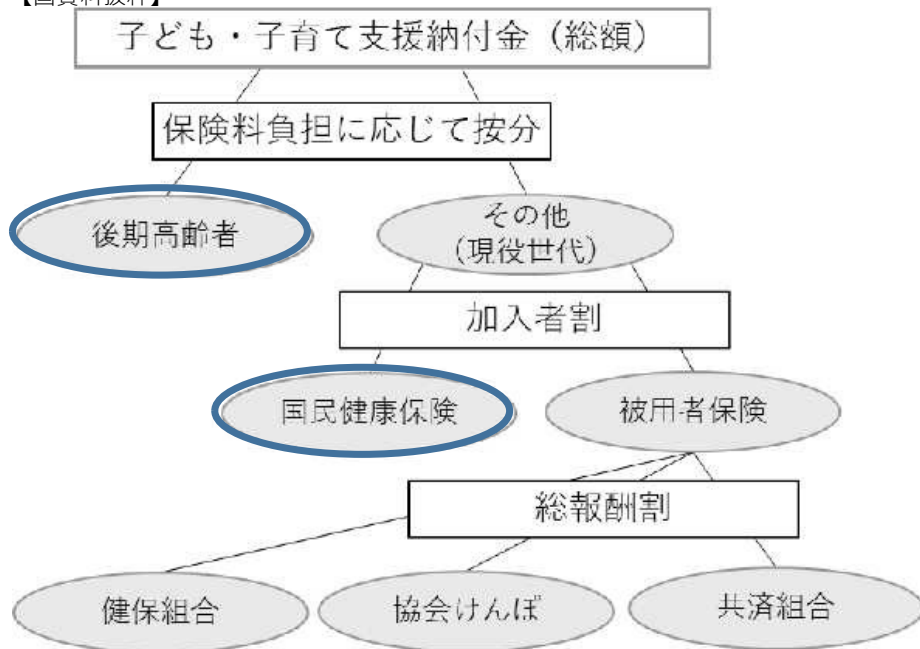
令和8年5月28日
市長記者会見資料
福祉保険部保険年金課

1 子ども・子育て支援金制度

この制度は、少子化・人口減少の進行が加速している中、子育て世代を社会全体で支えるため、国により創設されたものであり、医療保険の保険料と合わせてご負担いただくことになります。

国民健康保険と後期高齢者医療保険制度では、これまでの医療保険料に子ども・子育て支援納付金が上乗せされ、保険料は、加入する医療制度や所得に応じて異なります。

【国資料抜粋】



2 国民健康保険料と後期高齢者医療保険料について

- ・国民健康保険料は、これまで「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」の3区分で構成。これに「子ども・子育て支援金分」が追加。
※18歳以下の子ども分の均等割は賦課されない。
- ・後期高齢者医療保険料は、「医療分」に「子ども・子育て支援金分」が追加。

国 保
医療分
後期高齢者支援金分
介護分

+

子ども・子育て支援金分

所得割
均等割
平等割
18歳以上均等割

後 期
医療分

+

子ども・子育て支援金分

所得割
均等割